

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る施設基準は以下のとおりです。

1. 厚生労働省が示す「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を実施している
2. マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている
3. 医療 DX 推進体制に関する事項および質の高い訪問看護実施のための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。また、上記 2 の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 上記 3 について Web サイト上でも掲示している

2024 年 12 月 1 日
マスカット訪問看護ステーション